



厚生労働省福島労働局発表
令和元年8月30日
※交付式終了後解禁

担
当

福島労働局雇用環境・均等室
室長 佐藤 央子
指導係主任 大槻 有紀
TEL：024-536-4609

「プラチナくるみん認定」取得 ～認定通知書交付式を開催します～

株式会社 ニラク

(郡山市・娯楽業)

代表取締役社長



たにぐち ひさのり
谷口 久徳



- 1 福島労働局（局長 岩瀬 信也）は、このたび、次世代育成支援対策推進法に基づき、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）**として株式会社ニラク（代表取締役社長 谷口 久徳）を**プラチナくるみん認定**しました。
- 2 認定企業に対する通知書交付式は、下記により行います。
- 3 今回の認定により、当局管内のプラチナくるみん認定企業数は3社となりました。
- 4 このほか、くるみん認定企業数は37社（延べ44社）となります。

○日 時：令和元年9月3日（火）11：00～

○場 所：福島合同庁舎3階会議室（福島市霞町1-46）

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。（会場に直接お越し下さい。）

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

プラチナくるみん認定とは

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たして申請を行うことにより、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

（添付資料）

- 資料1 認定企業の取組
- 資料2 認定基準一覧
- 資料3 福島県内の認定取得企業（子育てサポート企業）一覧
- 資料4 福島県内の認定企業分布図

男性の育児休業と配偶者の出産のための特別休暇を合わせた取得率50%、男性育児休業者13名のうち9名が30日以上育児休業を取得。子育て中の女性対象に座談会を実施。



株式会社 ニラク（郡山市）

- 代表者：代表取締役社長 谷口 久徳 ■事業内容：娯楽業
 ■労働者数：1, 227人（男性775人、女性452人）

※平成22年、24年、28年に過去3回のくるみん認定を受けている。

● 計画期間

平成27年4月1日～平成31年3月31日

● 計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 13名
 女性育児休業者 46名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 育児休業制度の周知や特別休暇の取得を促進し、配偶者が出産した男性労働者102名のうち、育児休業取得者が13名、配偶者の出産のための特別休暇取得者が38名となり、合わせて50%の取得率を達成した。さらに、育児休業を取得した男性労働者のうち9名は、30日以上育児休業を取得した。
- (2) 育児を行う女性が就業継続、活躍できる取組として、子育て中の従業員対象のセミナー（座談会方式）「NIRAKU CLUB」、「ニラクはぐ組み」を開催、セミナーに参加した女性従業員の中には社内制度で昇格をした者もいる。

● 目標以外の取組内容

- (1) 残業時間削減の措置として、全ストアマネージャー向け研修会を実施した。
- (2) 年次有給休暇の取得促進のため、半期毎に通達を配信し、計画的取得を促進した。

<事業主からのコメント>

この度、県内で3社目となる「プラチナくるみん」認定をいただき、大変うれしく思っております。これまでに3度のくるみん認定を頂いてまいりましたが、今回のプラチナくるみん認定を頂くことができたのは、弊社の、社員に向けた企業指針のひとつである『～ニラクで働く全ての人々のために～、家族としての強い絆で結ばれ、未来に向い「挑戦する集団」であり続けます。』を、育児休業取得者とその休業期間中を支えてくれた仲間同士で体現できた結果と受けとめております。育児を行う女性従業員のみならず、男性従業員が育児休業を取得できる職場環境を今まで以上に整え、男性従業員が家庭で子育てする時間や経験を大切にすることで、店舗のお客様に感動や優しさをお返しできるものと考えております。

今回の認定を頂きましたことを機に、弊社の経営理念「明るく・楽しく・面白く」のとおり、さらに働きやすい職場環境づくりを目指し、努力してまいりたいと考えております。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

第三子出産にあたり2人の子供(5歳・3歳)の面倒を見る為に取得しました。取得前は家事と子供の面倒を見るのは簡単だと思っていましたが、いざ取得すると、思った以上に大変で、家事をしようにも物の場所が分からない事がしばしば…子供が夜「ママ～」と泣けば私ではどうする事も出来ず…その度に妻に電話をしていました。妻の大変さと偉大さが身に染みて分かった育児休業になりました。これからは、私1人でも家事をこなせる様になる事、子供に「パパ～」と泣いて貰えるように育児も手伝う事、そして、妻に少しでも息抜きの時間を作ってあげられるように、家の事もやっていこうと心に誓いました。

こんな貴重な育児休業を取得することが出来て、職場の仲間にほんとうに感謝しています。

(取材連絡先・担当者：024-992-3337・人財開発部 人事労務グループ 佐藤 富久子)

 <p>くるみん 認定基準</p>	 <p>プラチナくるみん 認定基準</p>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること</p> <p><労働者数300人以下の企業の特例></p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。</p> <p>② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p> <p>③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。</p> <p>④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p> <p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <p>7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>8. 計画期間の終了日の属する事業年度(※1)における労働時間について、次の①及び②を満たすこと</p> <p>① フルタイムの労働者等(※2)の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> <p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で勧告 労働保険料未納 長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし 労働基準関係法令の同一条項に複数回違反 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表 等 	<p>1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。</p> <p>5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと</p> <p>① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上</p> <p>② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。</p> <p>9. 改正くるみん認定基準の9.の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。</p> <p>10. 計画期間において、</p> <p>① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が90%以上</p> <p>② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。</p> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>上記10.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> <p>11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。</p> <p>12. 改正くるみん認定基準10と同一。</p> <div data-bbox="810 1413 1485 1675" style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>※1申請日について</p> <p>計画期間の終了日と事業年度の終了日が異なる場合、申請日は翌事業年度以降となりますのでご注意ください。</p> </div> <div data-bbox="810 1720 1485 1982" style="background-color: #f9cb9c; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>※2「フルタイムの労働者等」とは</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除いた全ての労働者をいいます。</p> </div>

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（令和元年8月30日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成27年度
2 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成29年度
3 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	令和元年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（令和元年8月30日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ (平成22年10月、株式会社沖データへ合併)	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キヤノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キヤノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療、福祉	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	医療、福祉	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社 (平成29年1月、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社へ合併)	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療、福祉	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成26年度（2回目）
20 福島キヤノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	電気・ガス・熱供給・水道業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）

企業名	所在地	業種	認定年度
26 社団医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
27 一般財団法人太田総合病院	郡山市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
28 一般財団法人大原総合病院	福島市	医療、福祉	平成27年度（1回目）
29 株式会社ヨークベニマル	郡山市	卸売業、小売業	平成27年度（1回目）
30 株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成28年度（3回目）
31 社会福祉法人南町保育会	会津若松市	医療、福祉	平成28年度（1回目）
32 医療法人平心会	須賀川市	医療、福祉	平成28年度（1回目）
33 日本精測株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度（1回目）
34 株式会社二嘉組	郡山市	建設業	平成28年度（1回目）
35 アルパイン技研株式会社 (平成29年4月、アルパイン株式会社へ合併)	いわき市	サービス業	平成28年度（1回目）
36 株式会社メディカ	郡山市	卸売業、小売業	平成28年度（1回目）
37 株式会社二ノテック	郡山市	卸売業、小売業	平成29年度（2回目）
38 社会福祉法人心愛会	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
39 福島信用金庫	福島市	金融業、保険業	平成30年度（1回目）
40 社会福祉法人 笑風会	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
41 ダイハツ福島株式会社	郡山市	卸売業、小売業	平成30年度（1回目）
42 一般財団法人脳神経疾患研究所	郡山市	医療、福祉	平成30年度（1回目）
43 福島トヨペット株式会社	郡山市	卸売業、小売業	令和元年度（1回目）
44 東芝プレシジョン株式会社	福島市	製造業	令和元年度（1回目）

